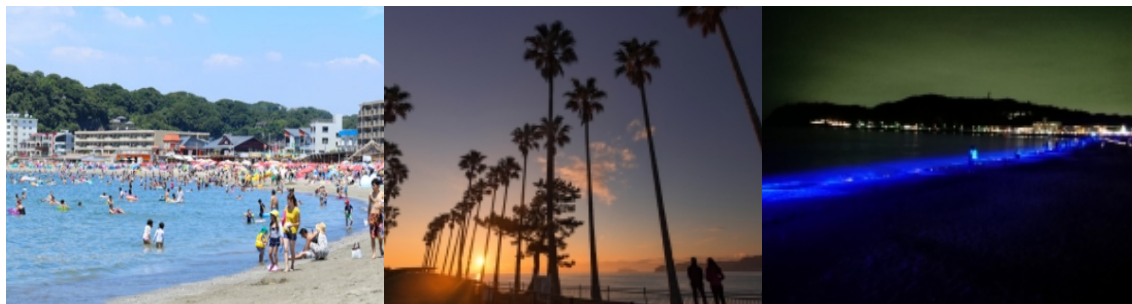


令和4年度逗子市職員採用試験 受験案内

求む！^{っく} 逗子を想い未来を創造る職員

～今、あなたの力が必要です～



申込期間 令和4年6月10日(金)～6月20日(月)
第1次試験日 令和4年6月27日(月)～7月11日(月)

1 試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	職務内容	受験資格
事務職 【民間企業等職務経験者】	若干名	一般行政事務 (企画・総務・市民協働・福祉・環境・都市整備・教育等、各部署にて一般行政事務に従事します。)	①及び②の要件を満たす人 ① 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、4年制大学を卒業した人 ② 民間企業等における職務経験が直近5年中に3年以上ある人(※)
技術職 (建築職)	若干名	建築等の専門的技術を必要とする業務(公共施設の設計・工事監理・維持管理、都市デザイン等)	昭和62年4月2日以降に生まれ、高等学校・中等教育学校以上を卒業し、一級建築士の資格を有する人

民間企業等における職務経験について（事務職）

1. 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週 35 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。※パート、アルバイトなどは職務経験に含めません。
2. 直近 5 年とは、平成 29 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日の期間です。
3. 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方に限ります。
4. 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることはできません。
5. 最終合格発表後、職務経験の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

職務経験年数の計算について（事務職）

1. 年数は、起算する日（就職日等）から応答する日の前日までを 1 年として計算します。
（例）平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日 → 1 年として計算
 2. 月数は、起算する日（就職日等）から応答する日の前日までを 1 月として計算します。
（例）平成 30 年 3 月 16 日～平成 30 年 4 月 15 日 → 1 月として計算
- ※ 平成 27 年 4 月 1 日に就職し、令和 2 年 12 月 10 日に退職した場合の職務経験年数
→ H29. 6. 1～R2. 5. 31（3 年）、R2. 6. 1～R2. 12. 10（6 月 10 日）1 月未満の端数は切り捨てをして
3 年と 6 月になります。
- ※ 平成 29 年 5 月以前から勤務している場合、平成 29 年 5 月以前の期間は職務経験に含むことはできません。

2 欠格条項（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

- ・ 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 新型コロナウイルス感染症対策について

別紙「採用試験における新型コロナウイルス感染症対策について」を必ずご確認ください。

4 試験の内容

	日時・場所	科目・試験内容	試験の合格発表
第 1 次試験	日時：6 月 27 日（月）から 7 月 11 日（月）までの間 場所：受験者が選択するテストセンター (http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/) * メールアドレスがない場合はメールアドレスを取得してください。(携帯電話のメールアドレスは利用不可)	【能力・適性検査】 逗子市職員(公務員)として必要な基礎能力等を判定します。	7 月 14 日（木）頃までに通知を発送します。(予定)
第 2 次試験	日時：8 月上旬（予定） 場所：逗子市役所 * 集合時間等は合格通知でお知らせします。	【面接Ⅰ】 個別面接	第 1 次試験合格通知に記載します。
最終試験	日時：8 月中旬（予定） 場所：逗子市役所 * 集合時間等は合格通知でお知らせします。	【面接Ⅱ】 個別面接	第 2 次試験合格通知に記載します。
合格発表	8 月下旬（予定）		

5 受験手続

(1) 申込方法 **電子申請のみ**

申込方法	逗子市ホームページから、電子申請・届出システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 ※入力は「e-KANAGAWAでの採用試験申込方法について（利用方法）」を確認してください。電子申請・届出システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。 【逗子市ホームページ】 http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/jyoukinnsyokuinbosyuu_top.html
受付期間	令和4年6月10日（金）午前9時00分から 令和4年6月20日（月）午後5時00分まで ※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請・届出システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。
第1次試験の案内	令和4年6月23日（木）に第1次試験の受験についてメールで送信しますので、テストセンターの受験予約を行い、期間中に受験してください。 ※令和4年6月24日（金）までに同メールの受信が確認できない場合は、必ずご連絡ください。

(2) 事前準備

- ① インターネット環境の整備
 - ・第1次試験を受験する際に、パソコンやスマートフォンによるインターネット環境が必要となります。
 - ・タブレットは推奨環境外のため、使用できません。
- ② メール受信設定について
 - ・「syokuin@city.zushi.lg.jp」から送信されるメールが受信できるように、自身で設定してください。
 - ・電子メールの設定不備や通信障害等については、当市では一切の責任を負いません。

6 提出書類について（第1次試験合格者のみ）

- ・ **第1次試験合格者の方は、「履歴書」、「提案書」を提出していただきます。詳細は、第1次試験合格通知にてお知らせします。** ※逗子市ホームページを確認し、事前の準備をお願いします。
- ・ 提出書類は、第2次試験以降の資料として使用します。提出期限までに書類の郵送がない場合は、第2次試験を辞退したものとみなします。

(1) 「履歴書」について（事務職、建築職どちらも提出してください。）

- ① 様式は、逗子市職員課のホームページに掲載しています。
- ② 履歴書には、写真（最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの）を必ず貼って提出してください。
- ③ 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。
- ④ 学歴欄は、小学校卒業から最終学歴まで記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。
- ⑤ 訂正がある場合は、もとの文字又は数字に横線を2本引き、その上に書き直してください。
- ⑥ 履歴書は、折り曲げずにA4サイズの用紙に両面で印刷してください。

(2) 「提案書」について（事務職のみ提出してください。） ※様式自由

- ① 提案書は「逗子市の魅力」をテーマに、逗子市が持つ魅力やアピールポイント、誇れる点などをまとめた市に対する提案書（逗子市民や市職員とは違う目線を入れて作成いただいて構いません。）を作成してください。様式は自由で、A4の用紙1～2枚程度で作成してください。
- ② 作成にあたっては、パソコンの使用・手書き、カラー・白黒での作成、写真の使用有無は問いません。ただし、手書きの場合は、面接時の資料としてコピーして使用しますので、なるべく濃い文字等でご記入ください。
- ③ 提案書は、折り曲げずにA4サイズの用紙に印刷してください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用予定日は、原則として令和4年10月1日以降です。職員の欠員等の状況により、本人の同意を得て、順次採用されることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

8 勤務条件

(1) 勤務時間（原則）

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

(2) 給与（令和4年4月1日現在）

初任給		大学卒業後 職務経験8年の場合	
	大学卒	高校卒	
給料	186,700円	160,100円	220,600円
地域手当	22,404円	19,212円	26,472円
合計	209,104円	179,312円	247,072円

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

(3) 人材育成

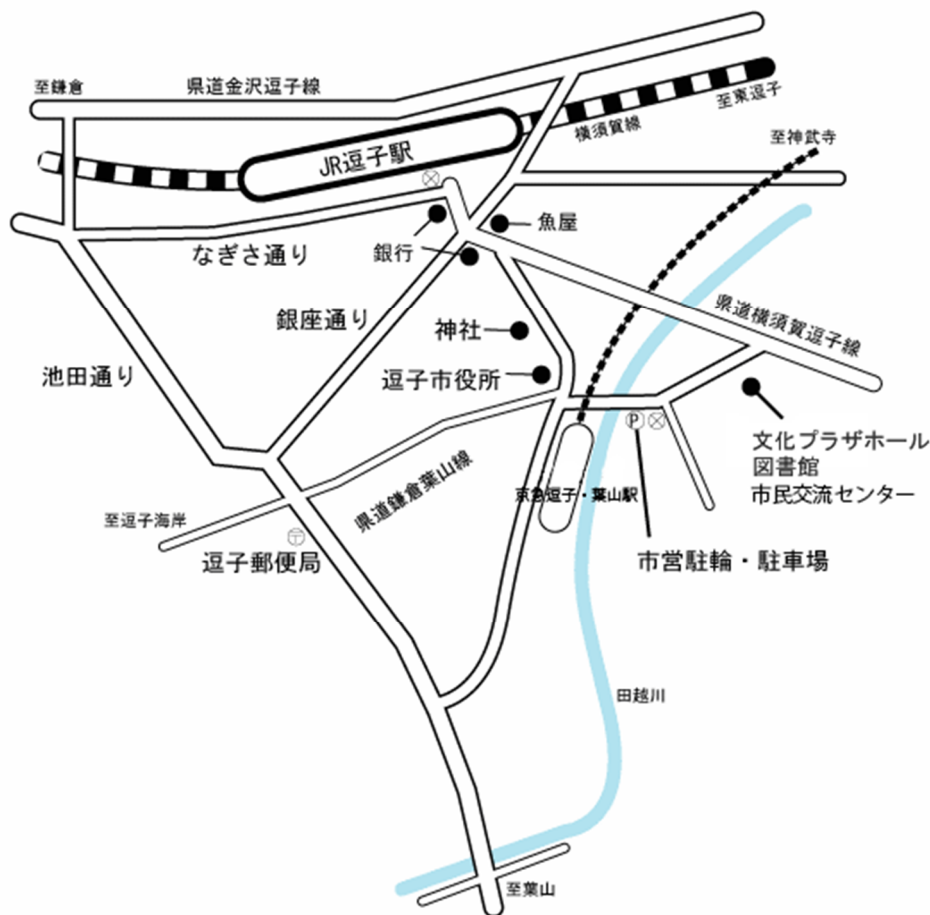
本市においては、逗子市人材育成基本方針の中で、目指す職員像の基本テーマを「逗子のために SouZou（創造・想像）力を発揮して 未来にチャレンジする職員」としました。目指す職員像の実現を図るため、研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしています。

9 注意事項

- (1) 試験会場には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。
- (2) 試験において提出された書類は、返却しません。
- (3) 書類不備等の場合は、申込みに応じられません。
- (4) 申込期限を過ぎたものは受付できません。期限に注意してください。
- (5) 試験に関するお問い合わせは、総務部職員課をお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。
- (6) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。
- (7) 能力・適性検査は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (8) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

逗子市役所 案内図

(JR逗子駅から徒歩約3分／京急逗子・葉山駅から徒歩約1分)



■■ 問い合わせ先 ■■

逗子市 総務部 職員課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (内線361)

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/>